

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
弘美印刷 株式会社	茨城県ひたちなか市高場2577番地の1	870169

2 指名停止措置期間

令和6年10月4日 ～ 令和6年12月3日（2箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

弘美印刷株式会社は、本市が発注したPR用クリアファイル購入において、発注仕様を満たさない（FSC認証に適合していない）製品を使用し、かつ、製品とは一切関係のない会社が保有するFSC認証番号（認証マーク）を無断で印刷したクリアファイルを納入した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる（契約違反）第2項に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表 2 契約違反 市が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
 電話 029-273-0111